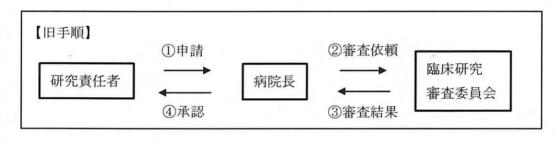
「小倉記念病院臨床研究の実施に係る標準業務手順書」及び「小倉記念病院臨床研究審査委員会標準業務手順書」の主な変更点

- ○「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が統合され「<u>人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針</u>」となったため、新たな指針に則した手順書へ改変した。
- ○研究計画書に関する手続きにおいて、多機関共同研究の場合、原則として<u>一つの倫理審査</u> <u>委員会による一括した審査</u>となった(ただし、個別の医療機関での審査を妨げるものではない)。
- ○研究の承認手続きが、以下のとおり変更された。





- ○電磁的方法を用いたインフォームド・コンセントが可能であることが明記された。
- ○<u>研究計画書の軽微な変更</u>のうち、臨床研究審査委員会が認めたものについては、<u>報告事項</u> <u>(審査不要) として取り扱う</u>ことができるようになった。